**平成２６年（フ）第１４２２号**
大阪市生野区巽南１丁目12番５―410号、前住所大阪市生野区田島１丁目15番７号
債務者　清水　賢二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８７号**
沖縄県那覇市首里山川町２丁目33番地
債務者　有馬　隼人
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１３６号**
埼玉県越谷市大沢１丁目16番３号　サンクスヒルズ大沢102、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上479番地２　釣上荘
債務者　高田　　努
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１５６号**
埼玉県三郷市新和１丁目129番地
債務者　三上　博司
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第３６１号**
埼玉県東松山市美土里町11番９号　三晴コーポ101
債務者　髙橋南美子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１０４号**
千葉市花見川区横戸台35番地16
債務者　岡本　　聡
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１６６号**
千葉県習志野市谷津町１丁目９番地１　アデニウム津田沼304号
債務者　小松　和浩
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２０２号**
千葉市花見川区浪花町803番地18　第６センヤ202号
債務者　長峯あけみ（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２１８号**
千葉市中央区星久喜町457番地１　スカイハイツＡ101号
債務者　村上　芳美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６号**
千葉県香取市虫幡1696番地５
債務者　石原　栄子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２６年（フ）第６６号**
高知市竹島町84番地３　東ノ丸ハイツ102
債務者　山下　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第６７号**
高知市竹島町84番地３　東ノ丸ハイツ102
債務者　山下　駒喜
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第８５号**
高知県南国市里改田436番地の10　大山方
債務者　田畑三智子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第９１号**
高知市大津乙318番地　県住２棟102号
債務者　前田　真里
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１２６０号**
札幌市南区藤野２条８丁目７番13号　トパーズ中向２号
債務者　星野　栄一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８１号**
札幌市豊平区美園１条２丁目３番25号　ＭＭハイムⅡ―101号
債務者　佐藤　由希（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２９９号**
札幌市東区北23条東18丁目７番19号　アップルハウス北23条Ｖ207号
債務者　鈴木　孝司
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部